

運航基準

令和 元 年 5 月 29 日 作成

令和 2 年 2 月 1 日 改訂

令和 2 年 8 月 5 日 改訂

令和 2 年 10 月 1 日 改訂

一般社団法人 ふじさん駿河湾フェリー

目次

第1章 目 的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

第1章 目 的

(目的)

- 第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、清水～土肥航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

- 第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 港名	風速	波高	視程
清水港	16m/s以上	1.5m以上	500m以下
土肥港	16m/s以上	1.5m以上	500m以下
(代替港:田子漁港)	16m/s以上	1.5m以上	500m以下

- 2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速	20 m/s以上	波高	3.0 m以上
----	----------	----	---------

- 3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

海域及び視程 港名	発航港に近接した海域	視程
清水港(上り便)	清水港から清水灯台沖合に至る海域	500m以下
土肥港(下り便)	土肥港から御浜崎沖合に至る海域	500m以下
(代替港:田子漁港)	田子漁港から田子島沖合に至る海域	500m以下

- 4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

- 第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

- 2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
18m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高3.0m以上 又はうねり階級4以上	横揺れ10度以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	20 m/s以上	波高	3.0 m以上
----	----------	----	---------

- 4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	1,000 m以下
----	-----------

- 5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りでない。

海域	視程
駿河湾全域	500 m以下

（入港の可否判断）

- 第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・海象 港名	風速	波高	視程
清水港・土肥港	16m/s以上	1.5m以上	500m以下
（代替港:田子漁港）	16m/s以上	1.5m以上	500m以下

（運航の可否判断等の記録）

- 第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を「運航可否判断記録簿」に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

（航海当直配置等）

- 第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置

- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の位置並びにこれらの相互間の距離
 - (2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等)
 - (3) 標準運航時刻(起点、終点の発着時刻並びに主要地点通過時刻)
 - (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
 - (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
 - (6) 船長が(副)運航管理者と連絡をとるべき地点
 - (7) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、第3条第5項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、清水～土肥航路にあつては、常用基準経路、第2基準経路及び代替経路の3経路とする。

- 2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

名称	使用基準
常用基準経路	周年
第2基準経路	航行域の風向が南西で風速が15m/sを超える時
代替経路	航行域の風向が西で風速が15m/sを超える時

- 3 船長は、第2(代替)基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。
- 4 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であつて事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分		速力	富士
			毎分機関回転数
港内	最 微 速	3.8 ノット	ノッチON
	微 速	6.0 ノット	ノッチすべり2
	半 速	9.0 ノット	ノッチ0 300rpm
	全 速	13.5 ノット	ノッチ0 400rpm
航海速力		18.5 ノット	587rpm

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

- (1)清水港～同港沖合
- (2)土肥港～同港沖合
- (3)田子漁港～同港沖合

(特定航法)

第10条 清水港の航法は下記のとおりとする。

- (1)船舶は、入港しようとするときは、清水ポートラジオと連絡し、他船の動静を確認の上、防波堤赤灯台を右に見て航路に侵入し、航路の右側を航行しなければならない。
- (2)船舶は、出港しようとするときは、清水ポートラジオと連絡し、他船の動静を確認の上、水路の右側を航行しなければならない。
- (3)船舶は、水路においては他の船舶と並航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。
- (4)港域内においては、回頭又は離岸しようとする船舶がある時は、これを避けるなければならない。
- (5)港口付近の漁船、レジャーボートの動静に十分注意を払うこと。特にウインドサーフィンが転倒すれば滑走状態から突然停止することに留意する。

2 土肥港の航法は下記のとおりとする。

- (1)入港するときは、土肥事業所と連絡し発着所付近の海象について安全を確認し、付近海域についても安全を確認し、付近海域における他船の状況を注意しつつ入港しなければならない。
- (2)出港しようとするときは、付近海域の他船に注意しつつ出航しなければならない。
- (3)海域内においては、並列航行あるいは他の船舶を追い越してはならない。

(4)海域内においては、回頭又は離岸しようとする船舶がある時は、これを避けなければならない。又行合船のある場合も同様とする。

3 田子漁港の航法

(1)入港するときは、田子漁港臨時営業所と連絡し発着所付近の海象について安全を確認し、付近海域についても安全を確認し、付近海域における他船の状況を注意しつつ入港しなければならない。

(2)出港しようとするときは、付近海域の他船に注意しつつ出航しなければならない。

(3)海域内においては、並列航行あるいは他の船舶を追い越してはならない。

(4)海域内においては、回頭又は離岸しようとする船舶がある時は、これを避けなければならない。又行合船のある場合も同様とする。

(通常連絡等)

第11条 船長は、基準経路上の次の(1)地点を通過したときは、当該地点を管理する本社の運航管理者あてに、次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1)航路中間地点

(2)連絡事項

①通過地点名

②通過時刻

③天候、風向、風速、波浪、視程の状況

④その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 (副)運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と(副)運航管理者の連絡方法は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常時	本社又は土肥事業所	船舶電話又は156.7MHz無線電話
(2)	緊急時	本社又は土肥事業所	船舶電話又は156.7MHz無線電話

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備付けておくものとする。

(1)清水港第3区

(2)内浦湾淡島沖

2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、さらに適当と判断される場所を選定することは差し支えない。

- 3 運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。
- 4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡し、その後1時間毎に付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡しなければならない。
- 5 前項の連絡が副運航管理者になされた場合は、当該副運航管理者は、直ちに当該船舶の船長からの連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

(入港連絡等)

第14条 船長は、入港15分前になったときは、(副)運航管理者に次の事項を引き続き連絡するものとする。

- (1)入港予定時刻
 - (2)その他(副)運航管理者の援助を必要とする事項
- 2 前項の連絡を受けた(副)運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。
- (1)着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
 - (2)岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)

(機器点検)

第15条 船長は、入港着岸(棧)前、安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。

(記録)

第16条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌等に記録するものとする。